

国民健康保険税の「特定世帯に係る軽減特例措置延長」について

「特定継続世帯」

特定世帯に該当して5年間、平等割（医療分と支援分）を1/2軽減する措置が、平成25年度税制改正により、軽減措置をさらに延長して5年経過後も3年間1/4軽減されることになりました。

【例】平成20年4月に、国保に加入していた夫が後期高齢者医療制度に移行し、妻一人が国保に加入している場合

年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
平等割の減額割合	2分の1					4分の1		
世帯区分	特定世帯（5年間）					特定継続世帯（3年間）		

【特定世帯】国保の被保険者であった方が、後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯の他の国保被保険者が一人だけとなった世帯

後期高齢者医療保険料の特別徴収（年金天引き）の『平準化』について

特別徴収について、現在の賦課方法では収入の変動や後期保険料の改正があると、仮徴収額（4・6・8月）と本徴収額（10・12・2月）に大きな差が生じてしまう場合があります。平成25年度より仮徴収額と本徴収額で大きく異なる方について、天引きされる額が年間を通じてできるだけ均等になるように仮徴収額を変更して後期保険料額の増減幅を調整する『平準化』を8月分から行う予定です。※平準化の対象となる方には通知書をお送りいたします。

問合せ：国民健康保険課 保険税係 ☎893-4411（内線141・146・237）



野嵩二区老人クラブ
会長 普天間サダ子

男性25名、女性47名
合計72名の会員ですが、自治会と協力し「楽しく、いきいきと健康維持」をモットーに活動しています。多くの方と語り合い、笑顔で参加活動出来るような老人会をめざしています。是非、足を運んでみてください。

～健康・友愛・奉仕～
シニア元気づくり応援隊
老人クラブめぐり④
野嵩二区老人クラブ
TEL 892-3863

サークル活動紹介

- 1、民謡サークル
（毎週土曜日 午後2時）
場所：野嵩二区公民館
- 2、グラウンドゴルフサークル
（毎週月・水・金 午後2時）
場所：カトリック教会広場



★主な行事★

- ◆定例会（毎月第2木曜日・午後2時 公民館）
- ◆市老連主催行事への参加 ◆区行事への参加
- ◆自治会主催ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会



♪グラウンドゴルフサークル♪



♪民謡サークル♪

国民健康保険税

7月31日(水)は 後期高齢者医療保険料 第1期の納期限です! 介護保険料



※平成24年7月より、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、これまで利用されていた金融機関に加え、コンビニエンスストアでも納付できます。バーコードの記載のない納付書はコンビニではご利用になれませんのでご注意ください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

国民健康保険に加入している方、後期高齢者医療保険に加入されている方は、納期限までの納付ご協力をお願いします。国保税・後期保険料に関するご相談、お問合せにつきましては、市役所国民健康保険課までお気軽にご連絡ください。納期限までに納付しない場合、督促手数料及び延滞金が加算されますのでお早目の納付をお願いします。

【相談内容】

- ・納付書を無くしたので、再発行してほしい。
- ・口座振替の手続きをしたい
- ・督促状、催告書が届いたが・・・
- ・納付について相談したい
- ・保険証の切り替えがまだだけど・・・

※平成25年度の申告はお済みでしょうか。
まだの世帯は、軽減や算定等で不利益になる場合があります！

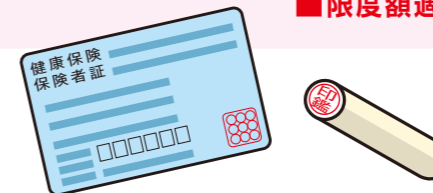
問合せ：国民健康保険課 滞納整理係
☎893-4411（内線142～145）

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在、「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の受けている方は、7月31日までしか使用できません。8月1日以降も引き継ぎ適用を受けるためには、再度更新の申請が必要です。7月1日から更新の申請を受け付けておりますので、8月末日までに更新をお願いします。

申請に必要なもの

- 限度額適用認定証
- 被保険者証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方）
- 印鑑



問合せ：国民健康保険課 給付係
☎893-4411（内線138、152）

介護保険料

65歳以上の方で介護保険料を納付書で納められている方は納期限内の納付のご協力をお願いします。納期限までに納付がなされない場合、督促手数料や延滞金が加算される場合があります。納期限内の納付が難しい方、納付書の再発行、納付相談などについては、介護長寿課までお気軽にご連絡ください。

介護保険料の納付には、口座振替が便利です!

普通徴収対象の方には銀行窓口にて保険料を納付していただいておりますが、口座振替の手続きをして頂くことで、毎月決まった日に口座より引き落としされますので、納めにいく手間も省け、納め忘れることもなく確実に毎期の介護保険料を納められます。口座振替をご希望の方は、納付書・預貯金通帳・印鑑を持って、指定の金融機関または宜野湾市介護長寿課の窓口にてお申し込みください。

問合せ：介護長寿課 保険料係 ☎893-4411（内線189、167、166）